

紹介状をお持ちでない初診患者さん 及び再診患者さんへ

令和2年4月から、厚生労働省は保険医療機関相互間の機能分担及び業務連携のための措置として、特定機能病院及び許可病床数200床以上の地域医療支援病院については、紹介状を持たずに受診した患者さんから定額の徴収を責務としました。

当院は許可病床数200床以上の地域医療支援病院にあたるため、対象となる患者さんに、通常の初診料、再診料（外来診療料）とは別に、下記の料金を全額自己負担とさせていただきます。



◆他の保険医療機関からの紹介状なしで初診を受けられる方

非紹介患者初診加算料

令和2年3月迄		令和2年4月より
1,362円	⇒	医科 5,000円 (税込) 歯科 3,000円 (税込)

◆当院が他の保険医療機関に紹介する旨の申し出を行ったにもかかわらず、ご自身の選択により引き続き当院での診療を希望される方

再診加算料（受診の都度）

令和2年3月迄		令和2年4月より
0円	⇒	医科 2,500円 (税込) 歯科 1,500円 (税込)

○当院を受診される場合には、かかりつけ医の紹介状（診療情報提供書）をお持ちいただきますようお願いいたします。

○かかりつけ医をお探しの方にはご紹介いたします。患者支援センターまでお申し付けください。